



県章

# 滋賀県公報

令和6年(2024年)  
3月26日  
号外(2)  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

### ○ 条 例

- ※滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例(人事課) ..... 8
- ※滋賀県行政機関設置条例の一部を改正する条例(人事課) ..... 8
- ※滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例(人事課) ..... 9
- ※滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例(人事課) ..... 13
- ※滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(行政経営推進課) ... 13
- ※滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(人事課) ..... 14
- ※滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(人事課) ..... 15
- ※滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例(人事課) ..... 16
- ※滋賀県応援基金条例の一部を改正する条例(行政経営推進課) ..... 16
- ※滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(医療保険課) ..... 16
- ※滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例(県民活動生活課) ..... 16
- ※滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(財政課) ..... 17
- ※滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例(警察本部会計課) ..... 19
- ※滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例(財政課) ..... 19
- ※滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(DX推進課) ..... 20
- ※滋賀県住民基本台帳法施行条例および滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例(市町振興課) ..... 21
- ※滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(子ども・青少年局) ..... 22
- ※滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例(医療政策課) ..... 25
- ※滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する条例(障害福祉課) ..... 25
- ※滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部を改正する条例(中小企業支援課) ..... 25
- ※近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する条例の一部を改正する条例(モノづくり振興課) . 26
- ※滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例(建築課) ..... 27
- ※滋賀県都市計画審議会条例の一部を改正する条例(都市計画課) ..... 30
- ※滋賀県立自然公園条例の一部を改正する条例(自然環境保全課) ..... 30
- ※滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例(CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課) ..... 46
- ※滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例(環境政策課) ..... 46
- ※滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(教職員課) ..... 46
- ※滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例(警務課) ..... 47
- ※滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例(地域課) ..... 47

## 公布された条例のあらまし

- 滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例(条例第6号)
- 1 新たに子ども若者部を置くこととしました。(第1条関係)

- 2 子ども若者部の分掌事務を定めるとともに、健康医療福祉部の分掌事務の規定の整理を行うこととしました。(第2条関係)
- 3 その他
  - (1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
  - (2) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。
- **滋賀県行政機関設置条例の一部を改正する条例**(条例第7号)
  - 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項の規定に基づく児童相談所として日野子ども家庭相談センターを蒲生郡日野町に設置することとしました。(第12条関係)
  - 2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の施行に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第12条関係)
- 3 その他
  - (1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
  - (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
- **滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例**(条例第8号)
  - 1 滋賀県指定管理者等選定委員会および滋賀県PFI事業者等選定委員会を新たに設置することとし、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について定めることとしました。(別表関係)
  - 2 知事の附属機関として各部に設置されていた指定管理者選定委員会等を廃止することとしました。(別表関係)
- 3 その他
  - (1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
  - (2) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。
- **滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例**(条例第9号)
  - 1 知事の事務部局の職員、教育委員会の事務部局の職員、地方公営企業の事務部局の職員および教育機関の職員の定数を増減員することとしました。(第2条関係)
  - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**(条例第10号)
  - 1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に基づく大規模の修繕または大規模の模様替に関する認定に係る申請の受付に係る事務を市町に移譲することとしました。(別表関係)
  - 2 森林法(昭和26年法律第249号)に基づく使用権設定に関する認可をした旨についての閲覧に係る事務を市町に移譲することとしました。(別表関係)
  - 3 鳥獣による生活環境、農林水産業および生態系に係る被害の防止の目的で行うアライグマおよびハクビシンの捕獲および殺傷の許可等に係る事務を新たに大津市および日野町に移譲することとしました。(別表関係)
- 4 その他
  - (1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
  - (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
  - (3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- **滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例**(条例第11号)
  - 1 新たに在宅勤務等手当を支給することとしました。(第1条から第4条まで関係)
  - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**(条例第12号)
  - 1 気象業務法施行令(昭和27年政令第471号)の一部改正による条項の追加に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第37条関係)
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- **滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例**(条例第13号)
  - 1 国立大学法人法(平成15年法律第112号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(付則関係)
  - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀応援基金条例の一部を改正する条例**(条例第14号)
  - 1 滋賀応援基金は、滋賀県を応援しようとする個人または団体から受領した寄附金の適正な管理および運用を行い、これを財源として次に掲げる事業の推進を図るために設置するものとしました。(第1条関係)
    - (1) 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業とし

て行う事業

(2) (1)に掲げるもののほか、滋賀の魅力ある地域づくりに資する事業

2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第15号)

1 滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗じる割合を、10,000分の2.8(改正前 10,000分の3.5)に改めることとしました。(第2条関係)

2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例(条例第16号)

1 新たに特定非営利活動法人まちづくりスポット大津を、滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として指定するとともに、平成30年12月31日まで指定を受けていた特定非営利活動法人あさがおを、再度指定することとしました。(本則関係)

2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

○ 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(条例第17号)

1 輸出される食品の衛生に関する証明書の交付の手数料を新たに設定することとしました。(第2条関係)

2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく事務手数料として、輸出証明書の発行の手数料および適合施設の認定の申請に対する審査の手数料を新たに設定することとしました。(第2条関係)

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)および建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)の一部改正による題名の変更に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第2条、別表第43、別表第69関係)

4 工業技術総合センター試験等手数料のうち、摩耗試験に係る手数料を削除することとしました。(別表第5関係)

5 消防法に基づく事務手数料のうち、危険物取扱者試験の手数料、危険物の取扱作業の保安に関する講習の受講料および消防設備士試験の手数料の額を改定することとしました。(別表第36関係)

6 建築基準法に基づく事務手数料について、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に基づく大規模の修繕または大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査の手数料を新たに設定することとしました。(別表第43関係)

7 高圧ガス保安法に基づく事務手数料のうち、高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査の手数料の額を改定することとしました。(別表第46関係)

8 技能検定に係る実技試験の手数料を減額する特例について、その対象者を3級に係る実技試験を受検する年齢23歳未満の者に改めるとともに、その減額する金額を9,000円(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者でない場合にあっては、4,500円)に改めることとしました。(別表第57関係)

9 その他

(1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。ただし、5は、同年5月1日から施行することとしました。

(2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例(条例第18号)

1 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作および射撃の技能に関する講習の受講料の額を改定することとしました。(別表第6関係)

2 警備業法(昭和47年法律第117号)第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付および同法第11条第3項の規定に基づく認定証の書換えの手数料を廃止することとしました。(別表第9関係)

3 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付および同法第8条第3項の規定に基づく認定証の書換えの手数料を廃止することとしました。(別表第9の2関係)

4 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)に基づく警察関係事務手数料を廃止することとしました。(別表第9の3関係)

5 その他

(1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

(2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例(条例第19号)

1 工業技術総合センター使用料の額の改定および一部の削除を行うこととしました。(別表関係)

- 2 東北部工業技術センター設備使用料の額の改定および一部の削除を行うこととしました。(別表関係)
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例**(条例第20号)
  - 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正により一定の場合に情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を提供することを可能とする規定が改められたことに伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(別表第1および別表第2関係)
  - 2 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行することとしました。
- **滋賀県住民基本台帳法施行条例および滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例**(条例第21号)
  - 1 滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部改正
    - (1) 県は、附票本人確認情報の利用および提供に関し、附票本人確認情報の安全確保のために必要な対策を策定し、およびこれを実施するものとしました。(第1条による改正後の第2条関係)
    - (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報を利用することができる事務を定めることとしました。(第1条による改正後の第3条関係)
    - (3) 都道府県知事保存附票本人確認情報を提供する知事以外の執行機関および提供に係る事務を定めることとしました。(第1条による改正後の第4条関係)
    - (4) 知事以外の執行機関への都道府県知事保存附票本人確認情報の提供方法を定めることとしました。(第1条による改正後の第5条関係)
    - (5) 都道府県知事保存附票本人確認情報の利用および提供の状況を取りまとめ、これを公表することとしました。(第1条による改正後の第6条関係)
  - 2 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正
    - (1) 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会は、附票本人確認情報の保護に関する審議会とすることとしました。(第2条による改正後の第2条関係)
    - (2) 審議会は、知事の諮問に応じて、附票本人確認情報の保護に関する事項について調査審議し、およびこの事項に関して知事に建議することを担任することとしました。(第2条による改正後の第3条関係)
  - 3 その他
    - (1) この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行することとしました。
    - (2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- **滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**(条例第22号)
  - 1 婦人保護施設の名称が女性自立支援施設に変更されたことに伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(題名、本則および別表関係)
  - 2 居室の定員は、原則として1人とし、入所者が監護すべき児童を同伴する場合その他の入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、2人以上とすることができることとしました。(別表関係)
  - 3 居室の入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とすることとしました。(別表関係)
  - 4 女性自立支援施設の職員およびその員数を定め、女性自立支援施設の長の任用要件を見直すこととしました。(別表関係)
  - 5 女性自立支援施設の長が入所者の自立支援等として行うべき事項を定めることとしました。(別表関係)
  - 6 女性自立支援施設における業務継続計画および安全計画の策定等について、基準を設けることとしました。(別表関係)
  - 7 その他
    - (1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
    - (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
    - (3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。
- **滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例**(条例第23号)



- 1 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)の一部改正により、病院の従業者およびその員数の基準が改められたことに伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第5条関係)
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する条例**(条例第24号)
  - 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第1条および第2条関係)
  - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部を改正する条例**(条例第25号)
  - 1 中小企業の活性化の定義を見直すこととしました。(第2条関係)
  - 2 中小企業活性化施策の基本となる施策を見直すこととしました。(第8条関係)
  - 3 滋賀県ちいさな企業応援月間を10月から7月に変更することとしました。(第18条関係)
  - 4 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
- **近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する条例の一部を改正する条例**(条例第26号)
  - 1 「近江の地場産業」の定義について、工業出荷額、中小企業の数等の要件を削除し、知事が別に定めるものを行う事業をいうこととしました。(第2条関係)
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- **滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例**(条例第27号)
  - 1 建築基準法(昭和25年法律第201号)における耐火建築物の定義が改められたことに伴い、所要の規定の整理を行うこととしました。(第20条、第22条、第32条、第36条の5関係)
  - 2 既存不適格建築物について一定の範囲内で増築等をする場合等においては、一部の規定を適用しないこととしました。(第36条の3関係)
  - 3 その他
    - (1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
    - (2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- **滋賀県都市計画審議会条例の一部を改正する条例**(条例第28号)
  - 1 滋賀県都市計画審議会の委員の総数を25人以内から30人以内に改めるとともに、学識経験のある者のうちから任命される委員の数を8人以内から13人以内に改めることとしました。(第2条関係)
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- **滋賀県立自然公園条例の一部を改正する条例**(条例第29号)
  - 1 条例の目的に生物の多様性の確保に寄与することを追加することとしました。(第1条関係)
  - 2 知事は、公園事業の執行の認可を受けた者に対して、改善命令、原状回復命令等、報告徴収および立入検査を行うことができることとしました。(第13条、第17条および第23条関係)
  - 3 利用拠点の質の向上のための協議会の設置、協議会が作成した利用拠点整備改善計画の認定、認定を受けた同計画に係る利用拠点整備改善事業についての公園事業に関する特例等を定めることとしました。(第18条、第19条および第22条関係)
  - 4 県立自然公園の特別地域において知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における木竹の損傷、当該区域が本来の生息地でない動物の放出等を追加することとしました。(第24条関係)
  - 5 利用調整地区の区域内への立入りについて、一定の要件に適合する者が代表して立入りの認定を受けることができることとしました。(第26条関係)
  - 6 県立公園の特別地域または集団施設地区内における利用のための規制の対象行為に、野生動物に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼし公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為を追加することとしました。(第38条関係)
  - 7 県は、知事が作成した生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うとともに、県以外の者についても、知事の確認または認定を受けて同事業を行うことができることとし、同事業として行う行為については特別地域における行為に係る許可等を要しないこととしました。(第39条および第40条関係)
  - 8 質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置、協議会が作成した自然体験活動促進計画の認定、認定を受けた同計画に係る自然体験活動促進事業に関する特例を定めることとしました。(第43条および第44条関係)
  - 9 公園管理団体として指定する法人が行う業務を見直すこととしました。(第55条関係)
  - 10 公園事業の執行に関する規定についての罰則の追加、県立公園の特別地域における許可を要する行為に係る罰則

の引上げ等を行うこととしました。(第69条、第70条、第72条、第73条および第75条関係)

11 その他

- (1) この条例は、令和6年7月1日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行の関し必要な経過措置を定めることとしました。
- (3) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。
- (4) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例(条例第30号)

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の一部改正による題名の変更に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第34条関係)
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例(条例第31号)

- 1 市町から地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた者が、当該地域脱炭素化促進事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備については、環境影響評価方法書の作成前の手続に係る規定を適用しないこととしました。(第53条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- 3 この条例の施行の関し必要な経過措置を定めることとしました。

○ 滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(条例第32号)

- 1 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり改定することとしました。(第2条関係)

区 分		令和5年度	令和6年度	増減
小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	校長および教員	4,976人	4,934人	△42人
	養護教員	234人	235人	1人
	栄養教諭および学校栄養職員	53人	53人	0人
	事務職員	267人	269人	2人
	計	5,530人	5,491人	△39人
中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)	校長および教員	2,814人	2,845人	31人
	養護教員	107人	105人	△2人
	栄養教諭および学校栄養職員	20人	21人	1人
	事務職員	124人	124人	0人
	計	3,065人	3,095人	30人
計	校長および教員	7,790人	7,779人	△11人
	養護教員	341人	340人	△1人
	栄養教諭および学校栄養職員	73人	74人	1人
	事務職員	391人	393人	2人
	合計	8,595人	8,586人	△9人

- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例(条例第33号)

- 1 本県の地方警察職員たる警察官の定員を増員することとしました。(第1条関係)
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
- 3 その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例(条例第34号)

- 1 何人も、酒気を帯びた状態で船舶を操船してはならないこととしました。(第8条の2関係)
- 2 何人も、1の場合のほか、薬物の影響その他の理由により、正常な操船ができないおそれがある状態で船舶を操船してはならないこととしました。(第8条の2関係)
- 3 警察官は、船舶に乗船し、または乗船しようとしている者が1に違反して船舶を操船するおそれがあると認められるときは、4による措置に関し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、公安委員会規則で定めるところにより、その者の呼気の検査をすることができることとしました。(第8条の3関係)
- 4 警察官は、3の検査を行った場合において、当該船舶の操船者が1に違反して船舶を操船するおそれがあるときは、その者が正常な操船ができる状態になるまで船舶の操船をしてはならない旨を指示する等水上交通の安全を確保し、または事故を防止するため必要な応急の措置を執ることができることとしました。(第8条の3関係)

- 5 遊興船舶等を設けて人に利用させる者は、水上交通の安全のため、操船しようとする者が酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態であると認められるときは、遊興船舶等を貸し出さないとの措置を執らなければならないこととしました。(第16条関係)
- 6 遊興に供する船舶を保管するための施設または設備を設け、業として人に利用させようとする者は、水上交通の安全のため、操船しようとする者に対し、酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態で操船しないよう指導するとの措置を執るよう努めなければならないこととしました。(第16条の2関係)
- 7 次のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役または50万円以下の罰金に処することとしました。(第25条関係)
  - (1) 1に違反して船舶を操船した者で、酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な操船ができないおそれがある状態をいう。)にあったもの
  - (2) 2に違反して船舶を操船した者
- 8 1に違反して船舶(動力船に限る。)を操船した者で、身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったものは、3月以下の懲役または30万円以下の罰金に処することとしました。(第25条関係)
- 9 3による警察官の検査を拒み、または妨げた者は、20万円以下の罰金に処することとしました。(第25条関係)
- 10 その他
  - (1) この条例は、令和6年7月1日から施行することとしました。
  - (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
  - (3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

条 例

滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第6号

滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例

滋賀県部等設置条例(昭和30年滋賀県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「健康医療福祉部」を「健康医療福祉部 子ども若者部」に改める。

第2条第6号エを削り、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 子ども若者部

ア 子どもおよび若者に関する施策の総合的な企画および調整に関する事項

イ 子どもおよび若者の育成および教育の支援に関する事項

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県幼保連携型認定こども園審議会条例(平成26年滋賀県条例第73号)の一部を次のように改正する。  
第7条中「滋賀県健康医療福祉部」を「滋賀県子ども若者部」に改める。
- 3 滋賀県公立大学法人評価委員会条例(平成17年滋賀県条例第99号)の一部を次のように改正する。

第6条中「滋賀県総務部」を「滋賀県総合企画部」に改める。

滋賀県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第7号

滋賀県行政機関設置条例の一部を改正する条例

滋賀県行政機関設置条例(平成21年滋賀県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項の表滋賀県中央子ども家庭相談センターの項中「、甲賀市、野洲市および湖南市」を「および野洲市」に改め、同表滋賀県彦根子ども家庭相談センターの項中「近江八幡市、東近江市、米原市、蒲生郡」を「米原市」に改め、同表に次のように加える。

滋賀県日野子ども家庭相談センター	蒲生郡日野町	近江八幡市、甲賀市、湖南市、東近江市および蒲生郡
------------------	--------	--------------------------

第12条第3項中「売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同条第4項中「売春防止法第36条」を「困難な問題を抱える女性

への支援に関する法律第12条第1項」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際法令の規定により滋賀県中央子ども家庭相談センターもしくは滋賀県彦根子ども家庭相談センターの長がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたはこの条例の施行の日前に法令の規定により滋賀県中央子ども家庭相談センターもしくは滋賀県彦根子ども家庭相談センターの長に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては滋賀県日野子ども家庭相談センターの長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令の適用については、滋賀県日野子ども家庭相談センターの長がした処分その他の行為または滋賀県日野子ども家庭相談センターの長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

-----  
 滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第8号

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例

滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表滋賀県総合企画部指定管理者選定委員会の項を削り、同表滋賀県公有財産審議会の項の次に次のように加える。

滋賀県指定 管理者等選 定委員会	知事の諮問に応じて知事の所管に属する公の施設（地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の選定に関する事項（滋賀県PFI事業者等選定委員会が担任する事務に係るものを除く。）ならびに都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第2項第9号の評価の基準の策定および同法第5条の4第3項の規定による設置等予定者（同法第5条の2第2項第9号に規定する設置等予定者をいう。）の選定に関する事項について調査審議すること。	50人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が 適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
滋賀県PFI	知事の諮問に応じて特定	25人以内	(1) 学識経験を有	当該諮

I 事業者等 選定委員会	事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）（同法第7条の規定により選定されたものに限る。）を実施する民間事業者の選定（同法第8条第1項に規定する民間事業者の選定をいう。）に関する事項および当該特定事業が公の施設の整備等に関する事業である場合において、併せて当該公の施設の指定管理者の選定をしようとするときにおける当該選定に関する事項について調査審議すること。		する者 (2) その他知事が 適当と認める者	問に係る調査 審議が 終了す るまで の期間
-----------------	--	--	------------------------------	------------------------------------

別表第1項の表中滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会の項、滋賀県文化スポーツ部 P F I 事業者等選定委員会の項、滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会の項、滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会の項、滋賀県健康医療福祉部 P F I 事業者選定委員会の項、滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会の項、滋賀県商工観光労働部 P F I 事業者選定委員会の項、滋賀県農政水産部指定管理者選定委員会の項、滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会の項および滋賀県土木交通部 P F I 事業者選定委員会の項を削る。

#### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
（滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例等の一部改正）
- 2 次に掲げる条例の規定中「滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会」を「滋賀県指定管理者等選定委員会」に改める。
  - (1) 滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第12号）第11条第3項
  - (2) 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第37号）第7条第3項
  - (3) 滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第8号）第10条第3項
  - (4) 滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例（平成2年滋賀県条例第32号）第11条第3項
  - (5) 滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例（昭和59年滋賀県条例第9号）第7条第3項

- (6) 滋賀県立視覚障害者センターの設置および管理に関する条例(平成11年滋賀県条例第45号)第6条第3項
- (7) 滋賀県立聴覚障害者センターの設置および管理に関する条例(平成7年滋賀県条例第28号)第5条第3項  
(滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例等の一部改正)
- 3 次に掲げる条例の規定中「滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会」を「滋賀県指定管理者等選定委員会」に改める。
- (1) 滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例(平成12年滋賀県条例第126号)第12条第3項
- (2) 滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例(平成14年滋賀県条例第58号)第11条第3項
- (3) 滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例(平成2年滋賀県条例第14号)第14条第3項  
(滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例の一部改正)
- 4 滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第50号)の一部を次のように改正する。
- 第6条第3項中「滋賀県農政水産部指定管理者選定委員会」を「滋賀県指定管理者等選定委員会」に改める。
- (滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例等の一部改正)
- 5 次に掲げる条例の規定中「滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会」を「滋賀県指定管理者等選定委員会」に改める。
- (1) 滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例(平成4年滋賀県条例第15号)第10条第3項
- (2) 滋賀県立きゃんせの森の設置および管理に関する条例(平成13年滋賀県条例第25号)第4条第3項
- (3) 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例(平成30年滋賀県条例第43号)第16条第3項  
(滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例等の一部改正)
- 6 次に掲げる条例の規定中「滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会」を「滋賀県指定管理者等選定委員会」に改める。
- (1) 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第54号)第19条第3項
- (2) 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例(昭和34年滋賀県条例第31号)第38条第3項  
(滋賀県都市公園条例の一部改正)
- 7 滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号)の一部を次のように改正する。
- 第9条の3第3項を次のように改める。
- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県指定管理者等選定委員会の意

見を聴かなければならない。

(滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例等の一部改正)

- 8 次に掲げる条例の規定中「滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会」を「滋賀県指定管理者等選定委員会」に改める。
- (1) 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例(平成9年滋賀県条例第42号)第10条第3項
  - (2) 滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例(昭和46年滋賀県条例第53号)第10条第3項
  - (3) 滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例(昭和46年滋賀県条例第58号)第10条第3項
  - (4) 滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例(昭和63年滋賀県条例第26号)第12条第3項
  - (5) 滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例(平成4年滋賀県条例第23号)第8条第3項
  - (6) 滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例(平成4年滋賀県条例第24号)第10条第3項
  - (7) 滋賀アリーナの設置および管理に関する条例(令和元年滋賀県条例第12号)第10条第3項
  - (8) 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例(昭和45年滋賀県条例第57号)第10条第3項
  - (9) 滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例(平成6年滋賀県条例第45号)第10条第3項
  - (10) 滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例(平成5年滋賀県条例第19号)第10条第3項
  - (11) 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例(昭和59年滋賀県条例第33号)第10条第3項
  - (12) 滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例(平成12年滋賀県条例第21号)第10条第3項
  - (13) 滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例(昭和45年滋賀県条例第31号)第10条第3項
  - (14) 滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例(昭和46年滋賀県条例第29号)第10条第3項
  - (15) 滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例(昭和57年滋賀県条例第23号)第10条第3項
  - (16) 滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例(昭和57年滋賀県条例第24号)第10条第3項
  - (17) 滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例(平成8年滋賀県条例第44号)第10条第3項



(滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例の一部改正)

- 9 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例(平成10年滋賀県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「滋賀県総合企画部指定管理者選定委員会」を「滋賀県指定管理者等選定委員会」に改める。

(滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 10 滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和5年滋賀県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第12条に2項を加える改正規定中「滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会」を「滋賀県指定管理者等選定委員会」に改める。

-----  
滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第9号

**滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例**

滋賀県職員定数条例(昭和24年滋賀県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3,407人」を「3,463人」に改め、同項第5号中「191人」を「200人」に改め、同項第9号中「74人」を「72人」に改め、同項第10号中「3,274人」を「3,314人」に、「547人」を「544人」に、「3,821人」を「3,858人」に改め、同号ア中「2,069人」を「2,096人」に、「350人」を「346人」に、「2,419人」を「2,442人」に改め、同号ウ中「1,166人」を「1,179人」に、「1,292人」を「1,305人」に改め、同号エ中「68人」を「69人」に改め、同項第11号中「8,774人」を「8,874人」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第10号

**滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)の一部を次のように改正する。

別表(15)の項オ中(ウ)を(ニ)とし、同項オ(イ)の次に次のように加える。

-----  
| (ウ) 政令第137条の12第6項および第7項の規定による大規模の修繕または大規模の模様替に関する認定に係る申 |

請の受付

別表(17)の項エ中「および掲示」を「、掲示および閲覧」に改め、同表(60)の項中「長浜市」を「大津市、長浜市」に改め、「日野町および」を削り、同項イおよびウを削り、同項エ中「からうまで」を削り、同項エを同項イとし、同表(61)の項中「大津市、」および「、日野町」を削り、同項イおよびウを削り、同項エ中「からうまで」を削り、同項エを同項イとし、同表(61)の3の項チ中「タ」を「ツ」に改め、同項チを同項テとし、同項タの次に次のように加える。

チ 省令第24条第5項の規定による変更の届出の受理  
ツ 省令第24条第6項の規定による亡失の届出の受理

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の別表(60)の項に規定する事務に係る法令もしくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたはこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては大津市または日野町の長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、大津市もしくは日野町の長がした処分その他の行為または大津市もしくは日野町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

-----  
滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第11号

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正)

**第1条** 滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「単身赴任手当」の右に「、在宅勤務等手当」を加える。

第11条の2の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

**第11条の3** 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第27条第2号中「通勤手当」の右に「、在宅勤務等手当」を加える。

第28条中「ならびに」の右に「在宅勤務等手当、」を加える。

第31条の見出し中「特殊勤務手当等」を「在宅勤務等手当等」に改め、同条中「特殊勤務手当」を「在宅勤務等手当、特殊勤務手当」に改める。

第38条中「第12条から」を「第11条の3から」に改め、同条の表第2条の項中「、特殊勤務手当」を削る。

(滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第2条** 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第9条中「単身赴任手当」の右に「、在宅勤務等手当」を加える。

(滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

**第3条** 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年滋賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「単身赴任手当」の右に「、在宅勤務等手当」を加え、同条第4項および第5項中「通勤手当」の右に「、在宅勤務等手当」を加える。

(滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

**第4条** 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「単身赴任手当」の右に「、在宅勤務等手当」を加える。

第11条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

**第11条の2** 住居その他これに準ずるものとして病院事業庁長が定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他病院事業庁長が定める時間を除く。)の全部を勤務することを、病院事業庁長が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第12号

滋賀県職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県職員の特務手当に関する条例(昭和49年滋賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項第2号イおよび同条第2項第2号中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

-----  
滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第13号

**滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例**

滋賀県職員退職手当条例(昭和28年滋賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

付則第11項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

-----  
滋賀応援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第14号

**滋賀応援基金条例の一部を改正する条例**

滋賀応援基金条例(平成20年滋賀県条例第81号)の一部を次のように改正する。

第1条中「滋賀の魅力ある地域づくりに資する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、滋賀の魅力ある地域づくりに資する事業

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第15号

**滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例**

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成20年滋賀県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「10,000分の3.5」を「10,000分の2.8」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正す

る条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第16号

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例(平成25年滋賀県条例第75号)の一部を次のように改正する。

表特定非営利活動法人あさがおの項中「平成26年1月1日から平成30年12月31日まで」を「令和6年4月1日から令和11年3月31日まで」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人まちづく りスポット大津	大津市二本松1番1号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
--------------------------	------------	----------------------------

付 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正前の表特定非営利活動法人あさがおの項の規定は、この条例の施行の日前に同項に掲げる特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合については、なおその効力を有する。

-----  
滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第17号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第31号を次のように改める。

(31) 輸出される食品の衛生に関する証明書の交付の手数料

1通につき 870円

第2条第2項第88号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第90号を同項第91号とし、同項第89号の次に次の1号を加える。

(90) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく事務手数料

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第15条第2項の規定に基づく輸出証明書(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号)第4条第1号に掲げるものに限る。)の発行の手数料

1件につき 870円

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定

の申請に対する審査の手数料

1件につき

20,900円(現地における調査を要しないものにあつては、10,400円)

別表第5第2項中

曲げ強度試験	同
摩耗試験	同

3,100
3,900

曲げ強度試験	同
--------	---

3,100
-------

に改める。

別表第36(7)の項中「6,600円」を「7,200円」に、「4,600円」を「5,300円」に、「3,700円」を「4,200円」に改め、同表(8)の項中「4,700円」を「5,300円」に改め、同表(11)の項中「5,700円」を「6,600円」に、「3,800円」を「4,400円」に改める。

別表第43(2)の項イおよび(3)の項イ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表中(49)の項を(50)の項とし、(48)の項の次に次のように加える。

(49) 政令第137条の12第6項または第7項の規定に基づく大規模の修繕または大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査の手数料	30,000円
---	---------

別表第43注1第3号および第4号ならびに注2中「模様替え」を「模様替」に改め、同表注3および注4中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第46(1)の項ア中「イに」を「イおよびウに」に改め、同項イ中「製造するもの」の右に「(ウに掲げる者を除く。)」を加え、同項ウを同項エとし、同項イの次に次のように加える。

ウ 法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造するものうち、当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者	6,000円
--	--------

別表第57注2中「2級または」を削り、「25歳」を「23歳」に、「であつて、次の各号のいずれにも該当するもの」を「(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者を除く。)」に改め、「9,000円」の右に「(当該実技試験を受けようとする者が技能検定の受検の申請の日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者でない場合にあつては、4,500円とする。)」を加

え、同表注2各号を削る。

別表第69中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に」に改め、同表(1)の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表(7)の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第36の改正規定は、同年5月1日から施行する。

-----  
滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第18号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例(平成12年滋賀県条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第6(5)の項中「12,700円」を「14,000円」に改める。

別表第9(2)の項を削り、同表(3)の項中「認定証」を「認定」に改め、同項を同表(2)の項とし、同表中(4)の項を削り、(5)の項を(3)の項とし、(6)の項から(18)の項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第9の2(1)の項中「(以下この表において「法」という。)」を削り、同表(2)の項および(3)の項を削る。

別表第9の3を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第19号

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

滋賀県行政財産使用料条例(昭和39年滋賀県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第4項第2号中「6,800」を「8,560」に、

食	品	加	工
工	作	機	

機	器	同	320
器	同	最低	100
		最高	5,440

を

工	作
---	---

機	器	同	同	100 5,280	に改め、同項第3号中「290」を
---	---	---	---	--------------	------------------

「480」に、

窯業用焼成炉	電 気 窯	同	1 回	最低
	ガ ス 窯	同		最高
			同	同

1,000	を	窯業用焼成炉	電 気 窯	1 回	同
2,100			ガ ス 窯	同	同
60,700					
1,200					
10,200					

2,100	に改め、同表第5項中	観 測 機 器			
35,930		精 密 測 定 機 器			
1,200					
10,200					

1 時 間	円	350	を	精 密 測 定 機
同	最低	320		
	最高	1,390		

器	1 時 間	最低 320円 最高 1,390	に、「4,870」を「3,770」に、「4,530」を
---	-------	---------------------	-----------------------------

「4,200」に、「3,500」を「3,300」に、「560」を「550」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第20号

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年滋賀県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の項第1号を次のように改める。

- (1) 特定個人番号利用事務（法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同



じ。)

別表第2知事の部(1)の項を次のように改める。

(1) 特定個人番号利用事務	当該事務の区分に応じ、法第19条第8号に規定する利用特定個人情報
----------------	----------------------------------

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

-----  
 滋賀県住民基本台帳法施行条例および滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第21号

滋賀県住民基本台帳法施行条例および滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例

(滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第1条 滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(以下「本人確認情報」を「および法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報(以下「本人確認情報等」に、「本人確認情報の」を「本人確認情報等の」に改める。

第3条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第30条の15第1項第2号」の右に「および第30条の44の6第1項第2号」を加える。

第4条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第30条の15第2項第2号」の右に「および第30条の44の6第2項第2号」を加える。

第5条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第30条の8」を「第30条の6第4項」に改め、「への提供」の右に「および法第30条の44の6第2項第2号の規定による法第30条の41第4項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報(以下「都道府県知事保存附票本人確認情報」という。)の知事以外の執行機関への提供」を加え、「都道府県知事保存本人確認情報を」を削る。

第6条中「都道府県知事保存本人確認情報」の右に「および都道府県知事保存附票本人確認情報」を加える。

(滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正)

第2条 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例(平成31年滋賀県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「関する審議会」の右に「および同法第30条の44の13において読み替えて準用する同項に規定する附票本人確認情報の保護に関する審議会」を加える。

第3条第8号中「第30条の40第1項」を「第30条の40第2項」に改め、「関する事項」の右に「および同法第30条の44の13において読み替えて準用する同項に規定する附票本人確認情報の保護に関する事項」を加える。

第23条中「第3条第6号」を「第3条第8号」に改める。

#### 付 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。

-----  
滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 滋賀県条例第22号

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第63号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例

第1条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。）第12条第1項」に改める。

第2条第1項および第2項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

別表第1項中「社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）」を「女性の人權」に、「熱意および能力」を「高い識見と専門性」に、「指導」を「支援」に改め、「において」の右に「入所者の置かれた状況に応じた」を加え、「処遇」を「支援」に改め、同表第2項第1号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同項第3号ア(㊦)中「4人以下」を「1人」に改め、同号ア(㊦)に次のただし書を加える。

ただし、入所者が監護すべき児童を同伴する場合その他の入所者の自立支援（困難女性支援法第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行うために必要と認められる場合は、2人以上とすることができる。

別表第2項第3号ア(イ)中「4.95平方メートル」を「9.9平方メートル」に改め、同号ア(㊦)中「ができる。」を「できる。」に改め、同表第3項第1号中「婦人保護施設の」を「女性自立支援施設の」に、「を指導する」を「の自立支援を行う」に、「調理員および」を「栄養士等

「栄養士または調理員をいう。以下同じ。）、看護師等（看護師または心理療法担当職員をいう。以下同じ。）、事務員および」に改め、同号ただし書中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「調理員」を「栄養士等」に改め、同項第3号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「能力および熱意」を「に当たって女性の人権に関する高い識見と専門性」に改め、同号ア中「社会福祉事業」の右に「（社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業をいう。）」を加え、「更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項に規定する更生保護事業」を「困難な問題を抱える女性（困難女性支援法第2条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。以下同じ。）への支援に関する活動」に改め、同号を同項第7号とし、同項第2号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に改め、同号を同項第6号とし、同項第1号の次に次の4号を加える。

- (2) 施設長の数は、1人とすること。
- (3) 入所者の自立支援を行う職員の数は、2人以上とすること。
- (4) 栄養士等、看護師等および事務員の数は、それぞれ1人以上とすること。
- (5) その他の職員の数は、当該女性自立支援施設の実情に応じた適当な数とすること。

別表第4項中「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）第14条の2」を「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）第18条」に改め、同表第5項中「自立の支援等」を「自立支援等」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 施設長は、入所者の意向および私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康の回復および生活（就労および就学を含む。）に関する支援等を行うこと。

別表第5項第2号中「自立を促進するため」を「自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ」に、「自立の促進」を「個別の自立支援」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 施設長は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望および自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、当該女性自立支援施設における基本的な共同生活の考え方を示すこと。

別表第6項各号列記以外の部分中「給食」を「食事の提供」に改め、同項第1号中「給食」を「食事」に改め、同項第3号および同表第7項を削り、同表第8項を同表第7項とし、同表第9項第2号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「必要な措置を講ずるよう努める」を「職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行う」に改め、同項第3号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同項を同表第8項とし、同表第10項第1号中「作成し、これに対して不断の注意および訓練をするよう努める」を「策定する」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

別表第10項第3号を削り、同項を同表第9項とし、同表第14項を削り、同表第13項第1号中「処遇」を「支援」に改め、同項第2号中「処遇」を「支援」に、「婦人相談所」を「知事」に

改め、同項を同表第14項とし、同表第12項を同表第13項とし、同表第11項中「処遇」を「支援」に改め、同項を同表第12項とし、同項の前に次の2項を加える。

#### 10 業務継続計画の策定等

- (1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。
- (2) 施設長は、業務継続計画を職員に周知すること。
- (3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。
- (4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

#### 11 安全計画の策定等

- (1) 設置者は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の点検、職員等に対する女性自立支援施設の外での活動、取組等を含む女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。
- (2) 施設長は、安全計画を職員に周知すること。
- (3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。
- (4) 設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

別表第15項を同表第16項とし、同表第14項の次に次の1項を加える。

- 15 施設長は、女性相談支援センター（困難女性支援法第9条第1項に規定する女性相談支援センターをいう。）、女性相談支援員（困難女性支援法第11条第1項に規定する女性相談支援員をいう。）、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体をいう。）その他の関係機関および母子・父子自立支援員（同法第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員をいう。）、民生委員（民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員をいう。）、児童委員（児童福祉法に定める児童委員をいう。）、保護司（保護司法（昭和25年法律第204号）に定める保護司をいう。）その他の関係者と連携すること。

## 付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置されている改正前の第1条に規定する婦人保護施設（この条例の施行の日以後に増築され、または改築されたものを除く。）については、改正後の別表第2項第3号ア(イ)の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

-----  
滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県条例第23号

## 滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県医療法施行条例（平成24年滋賀県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号中「栄養士」の右に「または管理栄養士」を加える。

## 付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県条例第24号

## 滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例（平成19年滋賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条および第2条中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

## 付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県条例第25号

## 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（平成24年滋賀県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「取組」の右に「および地域社会の持続的かつ健全な発展に貢献しようとする

取組」を、「促進され」の右に「、その人材に関する取組が効果的かつ適正に行われ」を加え、「、および」を「、ならびに」に改める。

第8条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第2項中「取組」の右に「および地域社会の持続的かつ健全な発展に貢献しようとする取組」を加え、同項に次の2号を加える。

(4) 地域社会に存する課題に対応した新たな製品、技術および役務の開発に対する支援、これらの開発に関する普及啓発その他の方法により、当該課題の解決に資する中小企業の事業活動の促進を図ること。

(5) 創業に向けた環境の整備、創業に関する気運の醸成、新商品の開発に対する支援その他の方法により、中小企業の創業および新たな事業の創出の促進を図ること。

第8条第4項を同条第5項とし、同条第3項第1号を削り、同項第2号中「経営改善および危機管理」を「経済的社会的環境の変化に対応した経営の維持および改善」に改め、「、事業および技術の円滑な承継に対する支援」を削り、同号を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 事業および技術の円滑な承継に対する支援体制の整備、これらの承継に関する意識の啓発その他の方法により、中小企業の事業および技術の承継の促進を図ること。

第8条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 自然災害、感染症等への対策に対する支援、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の推進に関する情報の発信、知的財産の保護の推進その他の方法により、中小企業の危機管理能力の向上を図ること。

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 県は、中小企業の人材に関する取組が効果的かつ適正に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 雇用に関する情報の提供、中小企業における多様な人材の就労の機会の提供その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の確保の促進を図ること。

(2) 勤労観および職業観の醸成、職業能力の開発および向上の促進その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の育成の促進を図ること。

(3) 労働者が個々の事情に応じて意欲を持って働くことができる就業環境の整備に対する支援、勤務条件の改善に関する意識の啓発その他の方法により、中小企業の魅力ある職場づくりの推進を図ること。

第18条第2項中「10月」を「7月」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

-----  
近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第26号

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例の一部を改正する条例

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例(平成28年滋賀県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「密着した」の右に「工業に属する」を加え、「次の各号のいずれかに該当する」を「知事が別に定める」に改め、同項各号を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第27号

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例

滋賀県建築基準条例(昭和47年滋賀県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第20条中「主要構造部を」を「特定主要構造部を」に改め、「耐火構造または」の右に「その

主要構造部を」を加え、「(以下「耐火構造等」という。)」を削り、同条の表中

200平

方メートル未満のもの	主要構造部が耐火構造等のもの 2メートル以上	を 200平方メートルのもの
	主要構造部が耐火構造等以外の構造のもの 2.5メートル以上	

トル未満の	(1) 特定主要構造部が耐火構造または主要構造部が1時間準耐火基準に適合する準耐火構造のもの	2メートル以上
-------	--	---------

に改める。



(2) (1)に掲げるもの以外のもの	2.5メートル以上
--------------------	-----------

第22条第1項第1号の表を次のように改める。

建築物の構造	興行場等の客席部の床面積の合計による区分	屋外出入口の数
(1) (2)に掲げるもの以外のもの	200平方メートル未満のもの	3
(2) 特定主要構造部が耐火構造または主要構造部が1時間準耐火基準に適合する準耐火構造のもの	ア 400平方メートル未満のもの	2
	イ 400平方メートル以上900平方メートル未満のもの	3
	ウ 900平方メートル以上のもの	4

第22条第1項第3号の表を次のように改める。

建築物の構造	客席部の床面積の合計に対する幅
(1) (2)に掲げるもの以外のもの	10平方メートルにつき 30センチメートル
(2) 特定主要構造部が耐火構造または主要構造部が1時間準耐火基準に適合する準耐火構造のもの	10平方メートルにつき 15センチメートル

第32条中「建築物に」の右に「その特定主要構造部を耐火構造または」を加え、「耐火構造等」を「1時間準耐火基準に適合する準耐火構造」に改める。

第36条の3第1項および第2項中「模様替え」を「模様替」に改め、同条に次の5項を加える。

- 3 法第3条第2項の規定により第4条、第7条、第19条、第28条または第31条の規定の適用を受けない建築物について、当該建築物における当該建築物の用途の変更（当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。）を伴わない大規模の修繕または大規模の模様替であつて、政令第137条の12第6項の規定により特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めるものをする場合においては、これらの規定は、適用しない。
- 4 法第3条第2項の規定により第11条または第21条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕または大規模の模様替（次項および第6項において「増築等」という。）をする場合においては、これらの規定は、適用しない。
  - (1) 増築（居室の部分に係るものを除く。以下この号において同じ。）および改築については、増築または改築に係る部分の対象床面積（政令第137条の2の2第1項第2号の規定により当該部分の床面積から階段室、機械室その他の火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める用途に供する部分の床面積を減じた面積をいう。次項第1号イにおいて同じ。）の合計が法第3条第2項の規定により引き続き第11条または第21条の規定（これらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあつては、50平方メートル。同号



イにおいて同じ。)を超えず、かつ、当該増築または改築が当該増築または改築に係る部分以外の部分における避難および消火の安全上支障とならないものである増築または改築に係る部分

(2) 大規模の修繕および大規模の模様替については、当該建築物における屋根または外壁に係る大規模の修繕または大規模の模様替であつて、当該建築物の避難の安全上支障とならないもの

5 法第3条第2項の規定により第33条第2項の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築等をする場合においては、同項の規定は、適用しない。

(1) 増築および改築については、次のアまたはイのいずれか(居室の部分に係る増築にあつては、ア)に該当する増築または改築に係る部分

ア 次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 増築または改築に係る部分およびその他の部分が、増築または改築後において、それぞれ政令第117条第2項各号のいずれかに掲げる建築物の部分(次項において「独立部分」という。)となるものであること。

(イ) 増築または改築に係る部分が、政令第137条の6の2第2項第1号ロの規定により同条第1項に規定する技術的基準に相当する建築物の部分に関する基準として国土交通大臣が定めるものに適合するものであること。

イ 増築または改築に係る部分の対象床面積の合計が法第3条第2項の規定により引き続き第33条第2項の規定(同項の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築または改築が当該増築または改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないものであること。

(2) 大規模の修繕および大規模の模様替については、当該建築物における屋根または外壁に係る大規模の修繕または大規模の模様替であつて、当該建築物の避難の安全上支障とならないもの

6 法第3条第2項の規定により第9条、第17条、第22条から第25条までまたは第33条の規定の適用を受けない建築物であつて、独立部分が2以上あるものについて増築等をする場合においては、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

7 前項の規定は、法第3条第2項の規定により第9条、第17条、第22条から第25条までまたは第33条の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、前項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と読み替えるものとする。

第36条の4中「あるかまたは」を「ある建築物または主要構造部が」に改める。

第36条の5中「あるかまたは」を「あるもの(特定主要構造部が耐火構造であるものを含む。)または主要構造部が」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

-----

滋賀県都市計画審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第28号

滋賀県都市計画審議会条例の一部を改正する条例

滋賀県都市計画審議会条例(昭和44年滋賀県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「25人」を「30人」に改め、同条第2項第1号中「8人」を「13人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

-----  
滋賀県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第29号

滋賀県立自然公園条例の一部を改正する条例

滋賀県立自然公園条例(昭和40年滋賀県条例第30号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 指定(第5条・第6条)
- 第3章 公園計画(第7条-第9条)
- 第4章 公園事業(第10条-第23条)
- 第5章 保護および利用(第24条-第38条)
- 第6章 生態系維持回復事業(第39条-第42条)
- 第7章 質の高い自然体験活動の促進のための措置(第43条-第47条)
- 第8章 風景地保護協定(第48条-第53条)
- 第9章 公園管理団体(第54条-第59条)
- 第10章 費用(第60条-第65条)
- 第11章 雑則(第66条-第68条)
- 第12章 罰則(第69条-第75条)
- 第13章 補則(第76条)

付則

第1条中「について、生物の多様性の確保に配慮しつつこれ」を削り、「図り、もつて」を「図ることにより、」に改め、「資する」の右に「とともに、生物の多様性の確保に寄与する」を加える。

第2条第1号中「すぐれた」を「優れた」に改め、同条第2号中「施設」を「事業」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、県立公園における生態系の維持または回復を図るものをいう。

第3条第1項中「おいて」の右に「努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう」を加える。

「第3章 公園計画および公園事業」を「第3章 公園計画」に改める。

第7条の見出し中「および公園事業の決定」を削り、同条第1項中「および公園事業」を削り、「知事が、」の右に「関係市町および」を加え、「聞いて」を「聴いて」に改め、同条第2項中「または公園事業」を削り、「告示し」の右に「、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供し」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 公園計画は、県立公園ごとに、当該県立公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

第8条の見出しを「(公園計画の廃止および変更)」に改め、同条第1項中「および公園事業」を削り、「ときは、」の右に「関係市町および」を加え、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「前条第4項」に改め、「および公園事業」を削る。

第9条を次のように改める。

(協議会による公園計画の変更の提案)

第9条 第18条第1項に規定する協議会は第19条第1項に規定する利用拠点整備改善計画について、第43条第1項に規定する協議会は第44条第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な県立公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨およびその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第10条から第15条までを削る。

第9章中第52条を第76条とし、同章を第13章とする。

第51条中「第46条、第47条、第49条」を「第69条、第70条、第72条」に改め、第8章中同条を第74条とし、同条の次に次の1条を加える。

第75条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第12条第9項、第15条または第16条第2項の規定に違反して、届出をせず、または虚偽の届出をした者(第12条第3項の認可を受けた者に限る。)

(2) 第26条第6項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入った者

第50条各号列記以外の部分中「該当する」の右に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 第23条第1項もしくは第2項、第32条第1項もしくは第47条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、またはこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して陳述をせず、もしくは虚偽の陳述をしたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第26条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の立入認定証の再交付を受けたとき。

(3) 第29条第4項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止したとき。

第50条第4号中「第26条第1項」を「第34条第1項」に、「よる」を「違反して、」に、「者」を「とき。」に改め、同条第5号中「第26条第5項」を「第34条第5項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第6号中「第28条第1項」を「第36条第1項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第7号中「第28条第2項」を「第36条第2項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第8号中「第30条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「者」を「とき。」に改め、同条第9号中「第30条第2項」を「第38条第2項」に改め、「同条第1項第2号」の右に「または第3号」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第10号中「第43条第5項」を「第66条第5項」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第73条とする。

第49条中「第26条第2項または第40条」を「第13条、第34条第2項または第57条」に改め、「違反した」の右に「ときは、当該違反行為をした」を加え、同条を第72条とする。

第48条中「第22条第1項」を「第30条第1項」に改め、同条を第71条とする。

第47条各号列記以外の部分中「該当する」の右に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第3号中「第25条」を「第33条」に、「者」を「とき。」に改め、同条を同条第5号とし、同条第2号中「第18条第1項」を「第26条第1項または第7項」に、「者」を「とき。」に改め、同条を同条第4号とし、同条第1号中「第16条第3項または第17条第3項」を「第25条第3項」に、「者」を「とき。」に改め、同条を同条第3号とし、同条の前に次の2号を加え、同条を第70条とする。

(1) 第12条第3項の認可を受けた者が、同条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更したとき。

(2) 第12条第10項の規定により認可に付された条件に違反したとき。

第46条中「第27条第1項の規定による命令に違反」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為を」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第69条とする。

(1) 第17条第1項または第35条第1項の規定による命令に違反したとき。

(2) 第24条第3項の規定に違反したとき。

第8章を第12章とする。

第45条第1項中「第16条第3項」を「第24条第3項」に、「第25条」を「第33条」に、「第26条第2項」を「第34条第2項」に改め、同条第2項中「第43条第1項」を「第66条第1項」に改め、第7章中同条を第68条とする。

第44条を第67条とする。

第43条第1項中「関して」を「関し、」に、「をする」を「の」に、「かき」を「垣」に改め、同項ただし書中「その他」の右に「他」を加え、同条第2項および第3項中「かき」を

「垣」に改め、同条第4項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条第5項中「かき」を「垣」に、「立入」を「立入り」に改め、同条を第66条とする。

第7章を第11章とし、同章の前に次の1章を加える。

#### 第10章 費用

(公園事業の執行に要する費用)

第60条 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。

(受益者負担)

第61条 知事は、公園事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その公園事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。

(原因者負担)

第62条 知事は、他の工事または他の行為により公園事業の執行が必要となった場合においては、その原因となった工事または行為について費用を負担する者に、その公園事業の執行が必要となった限度において、その費用の全部または一部を負担させることができる。

(負担金の徴収方法等)

第63条 前2条の規定による負担金の徴収方法その他負担金に関し必要な事項は、規則で定める。

(補助)

第64条 知事は、予算の範囲内において、公園事業を執行する県以外の者に対して、その公園事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。

(適用除外)

第65条 この章の規定は、公園事業のうち、道路法(昭和27年法律第180号)による道路に係る事業および他の法律または条例にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

第6章中第42条を第59条とし、第41条を第58条とし、第40条を第57条とする。

第39条中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同条を第56条とする。

第38条第3号から第5号までを削り、同条第6号中「前各号」を「前2号」に改め、同条を同条第3号とし、同条に次の1項を加え、同条を第55条とする。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(1) 県立公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報または資料を収集し、および提供すること。

(2) 県立公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言および指導を行うこと。

(3) 県立公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査および研究を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第37条第1項中「次条各号」を「次条第1項各号」に改め、同条を第54条とする。

第6章を第9章とする。

第36条中「第34条」を「第51条」に改め、第5章中同条を第53条とする。

第35条中「第31条第2項」を「第48条第2項」に改め、同条を第52条とする。

第34条を第51条とする。

第33条各号列記以外の部分中「第31条第5項」を「第48条第5項」に改め、同条第2号中「第31条第3項各号」を「第48条第3項各号」に改め、同条を第50条とする。

第32条を第49条とする。

第31条第1項中「第37条第1項」を「第54条第1項」に、「第38条第1号」を「第55条第1項第1号」に改め、同条を第48条とする。

第5章を第8章とし、同章の前に次の2章を加える。

## 第6章 生態系維持回復事業

### (生態系維持回復事業計画)

**第39条** 知事は、県立公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、県立公園における生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができる。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 生態系維持回復事業の目標
- (2) 生態系維持回復事業を行う区域
- (3) 生態系維持回復事業の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、または変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 第3項の規定は、知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、または変更したときについて準用する。

### (生態系維持回復事業)

**第40条** 県は、県立公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持または回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。

2 国等は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について県立公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国および地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、およびその生態系維持回復事業が県立公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第2項の確認または前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 生態系維持回復事業を行う区域



- (3) 生態系維持回復事業の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第2項の確認または第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国および他の地方公共団体にあつては知事の確認を、国および地方公共団体以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の確認または同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 第2項の確認または第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

**第41条** 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- (1) 県立公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
- (2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- (3) 前条第6項または第9項の規定に違反したとき。
- (4) 次条の規定による報告をせず、または虚偽の報告をしたとき。
- (5) 偽りその他の不正の手段により前条第3項または第6項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

**第42条** 知事は、第40条第3項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

## 第7章 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(自然体験活動の促進に関する協議会)

**第43条** 次に掲げる者は、単独でまたは共同して、県立公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

- (1) 当該県立公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、または実施すると見込まれる者
  - (2) 当該県立公園の区域内の施設、土地または木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用および収益を目的とする権利を有する者または管理者
  - (3) 当該県立公園の区域をその区域に含む市町
- 2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
- (1) 前項第1号および第2号に掲げる者
  - (2) 前項第3号に掲げる市町（当該協議会を組織する者である場合に限る。）

(3) その他当該協議会が必要と認める者

- 3 第18条第3項から第8項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第43条第1項各号」と、同条第4項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、または執行しようとする者および第1項第2号」とあるのは「当該県立公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、または実施しようとする者および第43条第1項第2号」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

**第44条** 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、県立公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、知事の認定を申請することができる。

- 2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
- (2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針
- (3) 自然体験活動促進計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容および実施主体
- (5) 計画期間
- (6) その他規則で定める事項

- 3 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
- (3) 当該県立公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

- 4 知事は、前項の認定をしようとするときは、当該県立公園の区域をその区域に含む市町の意見を聴かなければならない。

- 5 知事は、当該県立公園の保護または利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、第3項の認定に条件を付し、およびこれを変更することができる。

- 6 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)

**第45条** 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第43条第1項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。



2 前条第3項の認定(前項の変更の認定を含む。以下同じ。)を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第3項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

**第46条** 知事は、第44条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。)が第44条第3項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(報告徴収および立入検査)

**第47条** 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第44条第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、またはその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地もしくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第30条第1項第1号中「おこさせる」を「起こさせる」に改め、同項第2号中「けんお」を「嫌悪」に、「客引し」を「客引きをし」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 野生動物(鳥類または哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該県立公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第30条第2項中「知事は、当該職員をして」を「県の当該職員は」に改め、「前項第2号」の右に「または第3号」を加え、「に対して」を「があるときは」に、「指示させる」を「指示する」に改め、同条第3項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、第4章中同条を第38条とする。

第29条を第37条とする。

第28条第1項中「第16条第3項」を「第24条第3項」に、「第17条第3項第6号」を「第25条第3項第8号」に、「第26条第2項」を「第34条第2項」に改め、同条第2項中「第16条第3項、第17条第3項第6号、第26条第2項」を「第24条第3項、第25条第3項第8号、第34条第2項」に、「当該職員をして」を「その必要な限度において、その職員に」に、「または建物内に立ち入らせて必要な検査または調査を」を「もしくは建物内に立ち入り、第24条第3項各号、第25条第3項第8号もしくは第34条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、またはこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査」に改め、同条第3項中「に規定する」を「の規定による立入検査または立入調査をする」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第36条とする。

- 4 第1項および第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 第27条第1項中「第16条第3項」を「第24条第3項」に、「第17条第3項」を「第25条第3項」に、「第25条」を「第33条」に改め、同条第2項中「以下」の右に「この条において」を加え、同条第3項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第35条とする。
- 第26条第1項中「その旨」を「対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法および着手予定日その他規則で定める事項」に改め、同条第2項中「風致」を「風景」に改め、同条第7項第1号中「執行」の右に「または認定利用拠点整備改善事業」を加え、同項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同項第2号中「第31条第1項」を「第48条第1項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加え、同条を第34条とする。
- (2) 認定生態系維持回復事業等として行う行為
- (3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為
- 第25条中「第16条第3項」を「第24条第3項」に、「第17条第3項第6号」を「第25条第3項第8号」に改め、同条を第33条とする。
- 第24条第1項中「第18条」を「第26条」に改め、同条を第32条とする。
- 第23条第1項中「第18条」を「第26条」に改め、同条第2項中「第19条第3項各号」を「第27条第3項各号」に改め、同条第3項中「第21条」を「第29条」に改め、同条第4項中「第19条第5項」を「第27条第5項」に改め、同条を第31条とする。
- 第22条を第30条とする。
- 第21条第6項中「第23条第2項」を「第31条第2項」に改め、同条を第29条とする。
- 第20条を第28条とする。
- 第19条第2項中「第23条」を「この条から第31条」に改め、「おいて」の右に「単に」を加え、同条第3項第5号中「第23条第2項」を「第31条第2項」に改め、同条を第27条とする。
- 第18条に次の2項を加え、同条を第26条とする。
- 7 県立公園の利用者であつて規則で定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第3項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者およびその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第1項各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けることができる。
- 8 第2項から第6項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第5項中「亡失し」とあるのは「その者もしくはその者の監督の下に立ち入る者が亡失し」と、第6項中「受けた者」とあるのは「受けた者およびその者の監督の下に立ち入る者」と読み替えるものとする。
- 第17条第3項第1号中「第66条第2項」を「第79条第2項」に、「第56条第1項後段」を「第68条第1項後段」に、「第56条第3項」を「第68条第3項」に改め、同項第3号中「ため」の右に「、または認定利用拠点整備改善事業を行うため」を加え、同項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同項第4号中「第31条第1項」を「第48条第1項」に改め、同号を同項第6号

とし、同項第3号の次に次の2号を加え、同条を第25条とする。

(4) 認定生態系維持回復事業等を行うために立ち入る場合

(5) 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合

第16条第3項中「次に」を「は、次の各号に」に改め、「をしようとする者」を削り、「受けなければ」の右に「、しては」を加え、同項ただし書中「当該特別地域が指定され、もしくはその区域が拡張された際既に着手していた行為もしくは第6号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為または」を削り、「について」を「または第3号に掲げる行為で森林の整備および保全を図るために行うもの」に改め、同項中第14号を第18号とし、第11号から第13号までを4号ずつ繰り下げ、同項第10号中「(以下この号において「指定動物」という。)」を削り、「指定動物の」を「当該動物の」に改め、同号を同項第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)

第16条第3項第9号を同項第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、または当該植物の種子をまくこと。

第16条第3項中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 知事が指定する湖沼または湿原およびこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼もしくは湿原またはこれらに流水が流入する水域もしくは水路に汚水または廃水を排水設備を設けて排出すること。

第16条第3項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

第16条第5項を次のように改める。

5 第3項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった日から起算して3月以内に知事にその旨を届け出なければならない。

第16条第7項中「木竹を植栽し、または家畜を放牧」を「木竹の植栽または家畜の放牧(第3項第12号または第14号に掲げる行為に該当するものを除く。)」を」に改め、同条第8項第1号中「執行」の右に「または認定利用拠点整備改善事業(認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。)」を加え、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号中「第31条第1項」を「第48条第1項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加え、同条を第24条とする。

(2) 認定生態系維持回復事業等(第40条第1項の規定により行われる生態系維持回復事業およ

び同条第2項の確認または同条第3項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。)として行う行為

- (3) 認定自然体験活動促進事業(第46条第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第43条第1項第1号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。)として行う行為  
第4章を第5章とし、同章の前に次の1章を加える。

#### 第4章 公園事業

(公園事業の決定)

**第10条** 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

- 2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を告示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、公園事業の廃止または変更について準用する。

(協議会による公園事業の決定等の提案)

**第11条** 第18条第1項に規定する協議会は、知事に対し、第19条第1項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定または変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定または変更をする必要がないと判断したときは、その旨およびその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

(公園事業の執行)

**第12条** 公園事業は、県が執行する。

- 2 国および他の地方公共団体(以下「国等」という。)は、規則で定めるところにより、知事に協議して、公園事業の一部を執行することができる。
- 3 県および国等以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。
- 4 第2項の協議をしようとする者または前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書または申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 第2条第3号に規定する知事が定める施設(以下この条において「公園施設」という。)の種類

(3) 公園施設の位置

(4) 公園施設の規模

(5) 公園施設の管理または経営の方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 5 前項の協議書または申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

- 6 第2項の協議をした者または第3項の認可を受けた者(以下「公園事業者」という。)は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国等にあつては知事に協議しなければな

らず、県および国等以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 7 前項の協議をしようとする者または同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書または申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第5項の規定は、前項の協議書または申請書について準用する。
- 9 公園事業者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 10 第3項または第6項の認可には、県立公園の保護または利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

(改善命令)

**第13条** 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第3項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(承継)

**第14条** 公園事業者(第12条第3項の認可を受けた者に限る。)が県および国等以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人および譲受人があらかじめその譲渡および譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

- 2 公園事業者である法人が合併(公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。)または分割(その公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人または分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が他の地方公共団体である場合にあつては知事に協議したとき、合併法人等が地方公共団体以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。
- 3 公園事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。
- 4 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日または承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第12条第3項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 5 第3項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(公園事業の休廃止)

**第15条** 公園事業者は、その公園事業の全部もしくは一部を休止し、または廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(認可の失効および取消し等)

**第16条** 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第12条第3項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第12条第3項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第12条第3項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

(1) 第12条第6項もしくは第9項または前条の規定に違反したとき。

(2) 第12条第10項の規定により同条第3項または第6項の認可に付された条件に違反したとき。

(3) 第13条の規定による命令に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により第12条第3項または第6項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

**第17条** 知事は、第12条第3項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合または同項の認可を取り消した場合において、県立公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者または当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、または原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復またはこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、またはその命じた者もしくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨およびその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事またはその命じた者もしくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(利用拠点の整備改善に関する協議会)

**第18条** 次に掲げる者は、単独でまたは共同して、県立公園の区域内における第37条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

(1) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、または執行すると見込まれる者

(2) 当該利用拠点区域内の施設、土地または木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者または使用および収益を目的とする権利を有する者



- (3) 当該県立公園の区域をその区域に含む市町
- 2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
- (1) 前項第1号および第2号に掲げる者
- (2) 前項第3号に掲げる市町(当該協議会を組織する者である場合に限る。)
- (3) その他当該協議会が必要と認める者
- 3 第1項各号に掲げる者は、同項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- 4 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、または執行しようとする者および第1項第2号に掲げる者であつて同項に規定する協議会の構成員でないものは、当該協議会に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
- 5 前項の規定による申出を受けた第1項に規定する協議会は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。
- 6 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 7 第1項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

(利用拠点整備改善計画の認定)

**第19条** 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、県立公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画(以下「利用拠点整備改善計画」という。)を作成したときは、当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、知事の認定を申請することができる。

- 2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 利用拠点整備改善計画の区域(以下この条において「計画区域」という。)
- (2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
- (3) 利用拠点整備改善計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体および実施時期
- (5) 第12条第2項の協議または同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項
- (6) 第12条第6項の協議もしくは認可または同条第9項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの
- (7) 計画期間
- (8) その他規則で定める事項
- 3 利用拠点整備改善計画は、景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計



画に適合するものでなければならない。

4 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 公園計画に照らして適切なものであること。

(2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。

(3) 当該県立公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 知事は、前項の認定をしようとするときは、当該利用拠点区域をその区域に含む市町の意見を聴かなければならない。

6 知事は、当該県立公園の保護または利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、第4項の認定に条件を付し、およびこれを変更することができる。

7 知事は、第4項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更)

**第20条** 前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第18条第1項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第4項の認定(前項の変更の認定を含む。以下同じ。)を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第4項から第7項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

**第21条** 知事は、第19条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。)が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(公園事業に関する特例)

**第22条** 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第19条第4項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第12条第2項もしくは第6項の協議をし、同条第3項もしくは第6項の認可を受け、または同条第9項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、または届出をしたものとみなす。

(報告徴収および立入検査)

**第23条** 知事は、第12条第3項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度にお

いて、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、またはその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

- 2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第19条第4項の認定を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、またはその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地もしくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。
- 3 前2項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項および第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第7条第1項の規定により決定されている公園計画および公園事業は、それぞれ改正後の第7条第1項の規定により決定された公園計画および改正後の第10条第1項の規定により決定された公園事業とみなす。
- 3 この条例の施行前に改正前の第9条第3項前段または後段の規定により承認の申請がされた場合における承認については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前に改正前の第9条第3項後段の規定によりされた承認（この条例の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた同条第3項後段の規定による承認を含む。）は、他の地方公共団体に係るものにあつては改正後の第12条第6項の規定によりされた協議と、地方公共団体以外の者に係るものにあつては同項の規定によりされた認可とみなす。
- 5 改正後の第12条第9項の規定は、この条例の施行の日以後に同項に規定する変更をした者について適用する。
- 6 改正後の第17条の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の第12条第3項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者および当該認可を取り消された者について適用する。
- 7 この条例の施行前に改正前の第26条第1項の規定によりされた届出は、改正後の第34条第1項の規定によりされた届出とみなす。
- 8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

- 10 滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。  
別表第1第9項中「第16条第3項」を「第24条第3項」に改める。

-----  
滋賀県CO<sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第30号

**滋賀県CO<sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例**

滋賀県CO<sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例(令和4年滋賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第31号

**滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例**

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第53条に次の1項を加える。

- 2 第2章の2の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第22条の11に規定する整備については、適用しない。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
2 改正後の第53条第2項の規定は、この条例の施行の日前に滋賀県環境影響評価条例第5条の4第1項の規定により同条例第5条の3第1項に規定する配慮書およびこれを要約した書類が送付された事業については、適用しない。

-----  
滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第32号

**滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例**

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例(昭和32年滋賀県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表校長および教員の項中「4,976人」を「4,934人」に、「2,814人」を「2,845人」に改め、同表養護教員の項中「234人」を「235人」に、「107人」を「105人」に改め、同表栄養教諭および学校栄養職員の項中「20人」を「21人」に改め、同表事務職員の項中「267人」を「269人」に改め、同表計の項中「5,530人」を「5,491人」に、「3,065人」を「3,095人」に改め、同表合計の項中「8,595人」を「8,586人」に改める。

**付 則**

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県条例第33号

**滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例**

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例(昭和29年滋賀県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表警察官の項中「96人」を「97人」に、「197人」を「198人」に、「1,318人」を「1,324人」に、「691人」を「693人」に、「2,302人」を「2,312人」に改め、同表合計の項中「2,609人」を「2,619人」に改め、同条第2項中「2,302人」を「2,312人」に改める。

付則第3項中「2,302人」を「2,312人」に改める。

**付 則**

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県条例第34号

**滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例**

滋賀県琵琶湖等水上安全条例(昭和30年滋賀県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出し中「酒酔い操船等」を「酒気帯び操船等」に改め、同条中「船舶の操船者は、酒に酔った状態その他の」を「何人も、前項に規定する場合のほか、薬物の影響その他の理由により、」に、「操船」を「船舶を操船」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

何人も、酒気を帯びた状態で船舶を操船してはならない。

第8条の2の次に次の1条を加える。

(安全確保等の措置)

**第8条の3** 警察官は、船舶に乗船し、または乗船しようとしている者が前条第1項の規定に違反して船舶を操船するおそれがあると認められるときは、次項の規定による措置に関し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、公安委員会規則で定めるところにより、その者の呼気の検査をすることができる。

2 警察官は、前項の検査を行った場合において、当該船舶の操船者が前条第1項の規定に違反して船舶を操船するおそれがあるときは、その者が正常な操船ができる状態になるまで船舶の操船をしてはならない旨を指示する等水上交通の安全を確保し、または事故を防止するため必要な応急の措置を執ることができる。

第16条第2項第1号および第16条の2第2号中「酒に酔った状態その他の」を「酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により」に改める。

第25条第1項および第2項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条の2第1項の規定に違反して船舶を操船した者で、その操船をした場合において酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な操船ができないおそれがある状態をいう。）にあつたもの

(2) 第8条の2第2項の規定に違反して船舶を操船した者

(3) 第10条前段の規定に違反して、航行による事故が発生したとき必要な措置を執らなかつた船舶の操船者

2 第8条の2第1項の規定に違反して船舶（動力船に限る。）を操船した者で、その操船をした場合において身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたものは、3月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

第25条第3項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改め、同条第4項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第8条の3第1項の規定による警察官の検査を拒み、または妨げた者

第25条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第11条第1項または第12条第1項の規定による届出（第11条第1項第1号に掲げる行為に係る届出を除く。）をせず、または虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第26条中「第4項第3号」を「第5項」に改める。

#### 付 則

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。